

## 1. 消費生活センターとは

### (1) 消費生活に関する相談の窓口です。

消費生活相談は消費者の方が、事業者から商品を購入したり、サービスを利用した際などに生じた消費生活上のトラブルに関して、消費生活相談員が公正・中立な立場から問題解決のための助言等を行う相談窓口です。

《相談する前に下記についてご確認ください。》

- ・相談は無料ですが、通話料はご負担いただきます。  
※なお、電話会社の料金プランに合わせた相談対応はできません。
- ・個人間・家族間のトラブルや、労働問題に関する相談、事業者の方からの営業上の問題に関する相談は受付していません。
- ・継続相談になった場合や再度相談される場合は、一番最初に相談を受けた相談員が最後まで担当します。  
※助言内容等に混乱が生じ、トラブル解決が長期化することを避けるためです。
- ・他のセンターで相談中の内容については、対応できません。
- ・相談内容によっては、他の相談窓口をご紹介しますことがあります。

### (2) 次のようなお問い合わせやご要望は対応できません。

- ・当センターが相談者の代理人となること
- ・特定の事業者や商品の信用性に関するお問い合わせ
- ・特定の事業者に対して指導を求めるもの